



令和8年度

障がい者を対象とした 三重県職員採用選考 市町立小中学校職員採用選考

受験案内

選考日 第1次選考 令和8年11月1日（日）

第2次選考 令和8年12月1日（火）から
12月11日（金）までのうち、
いずれか指定する日
（午前または午後の半日）

受付期間 令和8年8月19日（水）～9月17日（木）

三 重 県

令和8年8月19日

障がい者の雇用の促進を図るため、三重県職員採用選考及び市町立小中学校職員採用選考を次のとおり行います。本受験案内は別途点字でも発行しています。希望される方は人事委員会事務局までお問い合わせください。

1 試験区分、採用予定数及び職務内容

選考の種類	試験区分		採用予定数	職務内容
三重県職員 採用選考	一般行政 分野	一般事務	約 5 名	知事部局、教育委員会、企業庁及び病院事業庁等において、行政事務に従事します。
	警察事務		約 1 名	警察本部及び警察署において、警察行政に関する一般事務、運転免許事務、指紋等鑑定、少年警察活動等の業務に従事します。
市町立小中 学校職員 採用選考	学校事務		約 1 名	市町立小中学校において、一般事務に従事します。

- 点字による受験が可能です。（補助として音声パソコン及び点字器が使用できます。）
- 試験区分「一般事務・警察事務」と「学校事務」では受験資格（年齢要件）が異なります。詳細は、2ページの「2 受験資格」（1）を参照してください。
- 採用予定数は、欠員状況等により変更になる場合があります。
- 申込みは、いずれか1つの試験区分に限ります。申込後の試験区分の変更は認めません。
- 市町立小中学校職員採用選考による採用者は、県の教育委員会が任命権を有する市町職員であり、県職員との人事交流はありません。

2 受 験 資 格

次のすべての要件を満たす人が受験できます。

- (1) 試験区分「一般事務」、「警察事務」は、昭和52年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人
試験区分「学校事務」は、平成4年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人
- (2) 次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている人
 - ①身体障害者手帳（障がいの程度が1級から6級までの人）
 - ②精神障害者保健福祉手帳
 - ③都道府県知事もしくは政令指定都市市長が発行する療育手帳または児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医、地域障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書

※手帳等は、受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。
- (3) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない人（次のいずれにも該当しない人）
 - ①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ②三重県職員として（市町立小中学校職員にあっては、三重県教育委員会により）懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とする人以外）

※日本の国籍を有しない人も受験できます。ただし、試験区分「警察事務」を受験するには、日本の国籍が必要です。

採用については、5ページの「6 採用」をご確認ください

3 選考の日時、会場及び合格者発表

	日 時	会 場	合 格 者 発 表
第1次 選考	令和8年11月1日（日） 9:00 受付開始 9:30 注意事項説明等 10:00 教養試験（120分） 12:00 昼食・休憩 12:40 注意事項説明等 12:50 作文試験（60分） 13:50 終了予定	・三重県庁舎 （津市桜橋 3丁目446-34） ・三重県庁講堂 （津市広明町13） ※申込受付後に郵送する受験票にて会場を指定します。	令和8年11月17日（火） （予定） 受験者全員に可否の結果を 書面で通知します。 また、三重県職員採用ポータルサイトでも合格者受験番号を確認できます。
第2次 選考	令和8年12月1日（火）から12月11日（金）までのうち、いずれか指定する日 （午前または午後の半日） （詳細は第1次選考合格者に書面で通知します。）	三重県庁舎 （津市桜橋 3丁目446-34）	令和8年12月17日（木） （予定） 第2次選考受験者全員に可否の結果を書面で通知します。また、三重県職員採用ポータルサイトでも合格者受験番号を確認できます。

- やむを得ない事情により試験日時、試験会場、合格発表日等を変更する場合があります。
- 第1次選考について、点字による試験を受験する場合と、試験時間を延長して受験する場合は、会場内の別室で試験を行います。

4 選考の方法

試験種目		配点	基準点	内 容
第1次選考	教養試験	40	14	公務員として必要な一般的知識及び知能についての択一式による筆記試験を行います。 (40 題 120 分 ※1、※2)
	作文試験	20	4	一般的な課題に対する表現力等の能力についての記述式による筆記試験を行います。 (600 字 60 分 ※1、※2)
第2次選考	人物試験	60	※3	人柄、性格等についての個別面接を行います。

※1 点字による試験を受験される方

教養試験の解答時間は 180 分、作文試験の解答時間は 90 分となります。

※2 試験時間の延長について

良い方の眼の矯正視力が 0.15 以下の方、視野狭窄等でこれに相当すると医学的観点から認められる方が対象となります。対象となるかどうかを身体障害者手帳の写しまたは診断書等で確認しますので、受験を申し込む際に申込書と併せて提出してください。
(インターネットで申し込む方は、身体障害者手帳の写しまたは診断書等を人事委員会事務局に郵送または直接持参するか、申込画面で添付して提出してください。)

教養試験の解答時間は 150 分、作文試験の解答時間は 75 分となります。

※3 5段階で評定し、上位4段階に評定されること。(評定結果に応じて、配点されます。)

(1) 試験問題について

①教養試験問題は高等学校卒業程度の難易度で出題します。

活字印刷の場合、文字の大きさは11ポイント程度の文字を使用します。また、拡大文字による試験についても対応しています。

②教養試験の出題分野は、下表のとおりです。

出題分野	知識分野・・・時事、社会科学、人文科学、自然科学
	知能分野・・・文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈

③試験問題の形式や難易度を判断できる例示問題は、7ページの参考(試験問題例等)を参照してください。

④活字印刷文で受験される方のうち、希望者はルーペや拡大読書器などを使用できます。

⑤上肢機能または体幹機能等に障がいがあり、筆記による解答が困難である場合は、教養試験及び作文試験においてパソコンを使用することができます。

⑥点字による受験を希望される方には、点字で出題します。その際、補助として音声パソコン及び点字器を使用できます。なお、点字用紙は人事委員会事務局で用意します。

⑦視覚障がいのある受験者で、活字印刷文による問題を使用する場合は、希望があれば補助として音声パソコンを使用することができます。

(2) 得点及び合格者の決定方法について

第1次選考の合格者は、教養試験及び作文試験の合計得点順に決定し、最終合格者は、第1次選考及び第2次選考の合計得点順に採用予定数を勘案して決定します。ただし、基準点に達しない試験種目が一つでもある場合は、他の試験種目の成績にかかわらず原則として不合格となります。(基準点については、おおむねの基準であり、採用予定数確保のため、試験区分ごとに変更する場合があります。)

5 申 込 手 続

申 込 書 提 出 先	三 重 県 人 事 委 員 会 事 務 局 〒514-0004 津市栄町1丁目891 (三重県勤労者福祉会館4階)	
申込方法	次のうち、いずれかの方法で申し込んでください。 <u>※インターネットの利用環境が整っている方は、できる限りインターネットをご利用ください。</u>	
	【推奨】インターネット	郵送・持参
	下記のホームページより、申し込んでください。 ○三重県職員採用ポータルサイト https://saiyo.pref.mie.lg.jp ○「 <u>整理番号</u> 」が表示されますので、 <u>お手元に受験票が届くまで、この番号を必ず控えておいてください。</u> 申込状況の確認や問い合わせ等が必要となることがあります。なお、申込後に届く「申込完了」メールの本文からも確認できます。	「申込書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。 ○ 郵送の場合 ・・・申込書を角型2号(33cm×24cm 程度の大きさ)の封筒に入れ、封筒の表に「職員採用選考受験」と朱書き、必ず簡易書留郵便で送付してください。 ○ 持参の場合 ・・・下記受付期間内に(土曜日及び日曜日を除く)、三重県人事委員会事務局へ提出してください。
受付期間 及び時間	令和8年8月19日(水)～ 9月17日(木) (9月17日(木)正午までに県サーバーへ到着したものまでを有効とします。)	令和8年8月19日(水)～ 9月17日(木)(消印有効) 【持参の場合】 午前8時30分～午後5時
申 込 完 了	受付済みの受験票が郵送にてお手元に到着することにより、申込みが完了となります。2週間程度経過しても受験票が到着しない場合は、三重県人事委員会事務局まで問い合わせてください。	
申込みに 係る共通 事 項	申込みの際には写真は不要です。(ただし、後日、人事委員会事務局から受験票が届きましたら、写真(6か月以内に撮影したもの、脱帽正面上半身、縦4cm・横3cmのもので、裏面に氏名記入必要)を貼り、試験当日持参してください。)	

- 受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行います。
なお、記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。
- 手話通訳の必要の有無、車椅子、ルーペ、拡大読書器、パソコン(※1、※2参照)及び点字器の使用の有無等、受験上の要望事項については申込書の所定欄に必ず記入してください。ただし、内容によっては、試験の実施上、お応えできない場合があります。
また、車椅子、ルーペ、拡大読書器、パソコン及び点字器は各自で準備してください。

- 申込書の様式に従って、各項目について記入してください。（自筆が困難な場合は、代筆をお願いします。）
- 受験票と一緒に提出書類のお知らせを郵送します。提出書類は、第1次選考日に持参してください。
- ※1 パソコンの使用について
教養試験の解答及び作文試験の解答について希望者に許可します。ただし、使用できるOSはWindowsのみ、使用できるソフトはExcel及びWordのみとします。
- ※2 パソコンを使用する際の注意事項
 - (1) 解答は、人事委員会事務局が用意する記憶媒体にある様式を用いて作成します。
試験中は試験員が認めた画面のみを開き、それ以外の画面への移動があった場合は、その時点で失格とします。
 - (2) 解答は、人事委員会事務局が用意する記憶媒体に保存し、提出します。
 - (3) 持ち込むパソコンには、試験に使用するための資料等を保存しないでください。
 - (4) 試験中、パソコンがフリーズするなど、何らかの支障があった場合でも、試験時間延長等の特別の措置は行いません。

6 採 用

- (1) 採用は令和9年4月1日の予定です。
 - (2) 採用時に日本の国籍を有しない人で就労が制限されている在留資格の人は、採用されません。
 - (3) 試験区分「警察事務」については、採用された後に、警察学校に約4週間入校して所定の初任教養を受けます。
 - (4) 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもと接する業務の従事者（児童相談所の従業者のうち児童の指導又は一時保護に関する業務を行うもの等）については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
 - ①試験区分「一般事務」について
特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、当該業務に従事することができませんので、あらかじめご了承ください。
 - ②試験区分「学校事務」について
特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認します。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、採用しないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。
- (5) 日本の国籍を有しない人の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには、日本国籍が必要である」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。（「公権力の行使又は公の意思の形成への参画」に該当する業務例等については、次表を参考にしてください。）

公 権 力 の 行 使 に 該 当 す る 業 務 例	公の意思の形成への 参画に該当する職
・公益法人の設立許可、立入検査 ・税の賦課、徴収、滞納処分 ・学校法人の設立認可、解散命令 ・食品営業施設の営業停止命令 ・児童福祉施設等への入所措置 ・一般廃棄物処理施設への立入検査 ・農地の転用許可 ・貸金業者への業務停止命令 ・火薬類の製造許可 ・建設業の許可 ・屋外広告物の改善等措置命令 ・補助金等の交付決定	部長級、次長級、課長級等の職のうち、県行政について企画、立案及び決定に参画する職

7 給与、勤務時間及び休暇

- (1) この選考に合格し、採用された場合には、「職員の給与に関する条例」等の規定による給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が支給されます。
令和8年4月に採用された職員の初任給は、おおむね次のとおりでした。

大 学 卒 業 者	約 245,300 円
短 期 大 学 卒 業 者	約 232,100 円
高 等 学 校 卒 業 者	約 218,800 円

- (2) 勤務時間は、8時30分から17時15分までの7時間45分（月曜日～金曜日）です。
ただし、職場や職種によっては、異なる場合があります。
- (3) 年次有給休暇は、1年につき20日（採用年は、4月1日の採用の場合15日）あり、
このほか特別休暇等があります。

8 試験成績の提供

結果通知と同時に、受験者本人の試験種目ごとの得点及び順位等を記載した試験成績を郵送します。（第1次選考においては、不合格者に限り試験成績を提供します。）
なお、基準に満たない試験種目がある場合は、総合順位の提供はありません。

◎受験上の注意事項

- (1) 携帯電話、スマートフォン等の電子機器類は、試験会場に入る前に必ず電源を切ってください。
- (2) 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等、通信機能を有するものは、時計としても一切使用できません。
- (3) 試験当日の服装は特に指定しておりませんので、過ごしやすい服装でお越しください。

◎第1次選考日に持参する書類

申込受付終了後、次の書類を郵送しますので、所定の事項を確認のうえ、第1次選考日に持参してください。

(1) 受験票 写真を貼ってください。

(2) 面接カード 自筆で記入してください。

※第2次選考の人物試験における質問の参考資料とするものですが、日程の都合上、第1次選考日に提出してください。

※自筆が困難な場合は、代筆による提出が可能です。

なお、上記書類のほか、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等のいずれか、筆記用具（HBまたはBの鉛筆数本、黒のボールペン、消しゴム）、時計（計時機能だけのものに限る）及び昼食を持参してください。また、車椅子、ルーペ、拡大読書器、パソコン及び点字器を使用される方は各自で準備してください。

◎参考（試験問題例等）

○教養試験（試験問題例）

(1) 衆議院と参議院の権能に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 内閣総理大臣の指名は、衆議院のみが持つ権能であり、指名には衆議院における過半数の賛成が必要である。
2. 内閣不信任決議は衆参両院が行うことができ、衆参両院でともに可決された場合、内閣は衆参両院を解散するか、総辞職することとなっている。
3. 衆議院で可決された法律案が参議院で否決された場合、その法律案は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる。
4. 国の予算は、まず参議院で審議され可決された後、衆議院で審議がされ可決されると成立する。
5. 憲法改正の発議は、衆議院と参議院それぞれの総議員の過半数の賛成で、国会が行う。

(正答 3)

(2) ある箱に入っている赤玉と白玉の個数の割合は1：2である。いま、1回につき赤玉3個と白玉4個をまとめて箱から取り出すことを何回か行ったところ、赤玉は全部なくなり、箱には白玉だけが22個残った。このとき、最初に箱に入っていた赤玉は何個か。

1. 30個
2. 33個
3. 36個
4. 39個
5. 42個

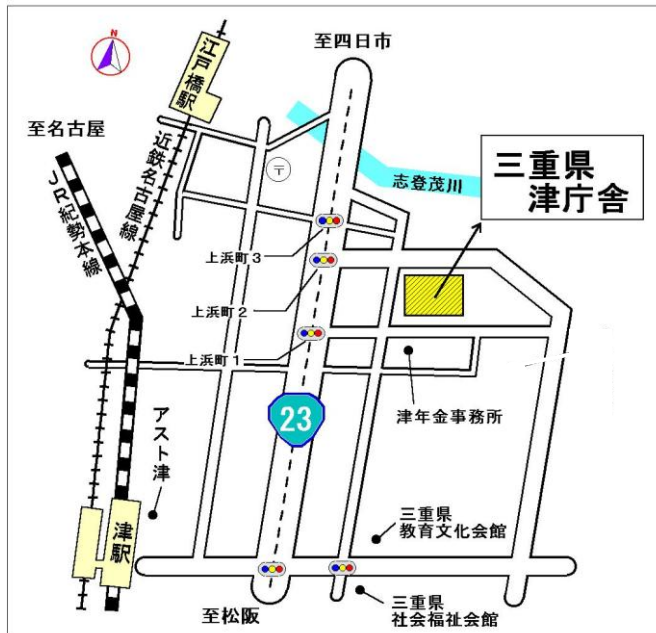
(正答 2)

○作文試験課題（令和7年度課題）

「人と接するうえであなたが大切だと思うことをひとつ挙げ、なぜそう思うのか、あなたの考えを書いてください。」（600字）

◎試験会場案内図

三重県庁舎（津市桜橋3丁目446-34）
（ＪＲ・近鉄「津駅」から徒歩約１５分、
または近鉄「江戸橋駅」から徒歩約１０分）



三重県庁講堂（津市広明町13）
（ＪＲ・近鉄「津駅」から徒歩約８分）



◎この試験に関する問い合わせ先

○三重県人事委員会事務局

〒514-0004 津市栄町1丁目891（三重県勤労者福祉会館4階）

TEL 059-224-2932

三重県職員採用ポータルサイト <https://saiyo.pref.mie.lg.jp>

二次元コード



○三重県総務部人事課

〒514-8570 津市広明町13 TEL 059-224-2103

○三重県警察本部警務部警務課 採用係

〒514-8514 津市栄町1丁目100 TEL 059-222-0110（内線2644）

三重県警察採用情報ホームページ <https://www.police.pref.mie.jp/recruit/>

○三重県教育委員会事務局教職員課

〒514-8570 津市広明町13 TEL 059-224-2958